

## 第93回南部杜氏資格選考試験施行要領

- 1 施行期日 令和5年7月24日(月)午前9時
- 2 施行場所 南部杜氏協会研修場  
(岩手県花巻市石鳥谷町中寺林7-14)
- 3 試験科目 (学科) 酒税法・清酒醸造学一般・小論文  
(実技) 利き酒試験・面接試験
- 4 試験官 地方独立行政法人岩手県工業技術センター 1名
- 5 受験資格 別紙の試験施行規程による
- 6 願書受付期間 令和5年6月30日(金)～7月10日(月) 厳守
- 7 受験料 5,000円(現金書留又は振込により納入ください)  
**※必ず受験申込書を提出すること。**  
振込先岩手銀行石鳥谷支店  
口座番号 普通 0112107  
口座名義 一般社団法人南部杜氏協会  
会長 梅澤<sup>うめざわ</sup> 努<sup>つとむ</sup>
- 8 選考委員会 令和5年7月26日(水)
- 9 合格発表 令和5年7月27日(木)に南部杜氏協会に掲示する。
- 10 合格書授与 令和5年7月28日(金)の夏季酒造講習会修了式で授与しますので出席のこと。

書式1号

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

一般社団法人南部杜氏協会長  
梅 澤 努 様

支部又は都道府県名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※署名又は記名押印してください。

## 南部杜氏資格選考試験受験申込書

令和5年度の南部杜氏資格選考試験を受験したいので、  
別紙のとおり履歴書と受験料を添えて申し込めます。

## 履 歴 書

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
電 話	
携帯電話	
ふりがな	
現住所	〒 -

写真  
縦36～40mm  
横24～30mm  
本人胸から上  
正装のこと

## 〔1〕 学 歴

区 分	学 校 名	卒・修業年月日
小 学 校		昭和 年 月 日 平成
中 学 校		昭和 年 月 日 平成
高 等 学 校		昭和 年 月 日 平成
大 学		昭和 年 月 日 平成
そ の 他		昭和 年 月 日 平成

## 〔2〕 酒造関係の試験、研修、免許等の資格

資 格 取 得 年 月 日	資 格 の 名 称 及 び 内 容	資 格 交 付 官 公 署 団 体 名

〔3〕 酒造講習会歴

区	分	初回受講年月	受講回数	終了、合格
特	科	年 月	回	年 月 日
研	究 科	年 月	回	
杜	氏 科	年 月	回	
各県試験場実施講習、研修		都道府県		
国税庁醸造試験所実施講習、研修				

〔4〕 酒造勤務歴

職 名	勤 務 年 月	勤 務 工 場 名	工 場 所 在 地	
			都道府県名	市 町 村 名
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			

※南部杜氏協会の会員である期間の職名は、協会に登録した職名を記入してください。

様式2号の3

職名	勤務年月	勤務工場名	工場所在地	
			都道府県名	市町村名
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			

〔4〕 賞 罰 関 係

年 月	事 由	表彰名	授 与 者
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

※署名又は記名押印してください。

# 誓約書

南部杜氏資格選考試験  
選考委員長

地方独立行政法人  
岩手県工業技術センター

理事長 戸舘弘幸 様

1. 酒税法違反の処罰を受けたことはありません。
1. 前項以外の刑罰にも処されたことはありません。

上記のことは真実に相違ないことを誓います。

令和 年 月 日

現住所

氏名

※署名又は記名押印してください。

## 南部杜氏資格選考試験施行規程

第1条 本試験は、優秀な南部杜氏を輩出するため、志願者に対して施行するものとする。

第2条 受験に対しては、学科その他必要な試験を行い、更に選考委員会において合格の適否を決定するものとする。

第3条 学科試験については仙台国税局酒税課及び岩手県工業技術センターに委嘱する。  
選考委員は岩手県工業技術センターに委嘱し、これに本協会正副会長を加えて構成するものとする。

第4条 本試験を受験しようとするものは、次の資格を有するものとする。

1. 正会員であること。
2. 年齢満27歳以上のもの（当年10月31日現在）
3. 酒造講習会において特科の課程を修了したものの。
4. 頭又は、麴師か酛師の経歴を有するものとする。
5. 現職の杜氏である場合は、前項の資格を必要としない。
6. 酒税法違反及びその他の刑罰がないこと。
7. 会員登録後の経歴点が20点以上を有すること。

第5条 受験志願者は、願書、履歴書、誓約書各1通に試験料を添えて会長に提出するものとする。

申込書用紙（願書、履歴書、誓約書）は、本協会より所定の用紙を発行する。

第6条 会長は、受験資格について、履歴書を台帳に照合して調査し、資格を有しない者には、願書、試験料を返却するものとする。

第7条 合格したときは、後日の証として別に誓約書1通を会長に提出するものとする。

### 附則

1. 平成27年4月20日改定施行する。